

中分類 35 — 機械製造業（電気機械器具を除く）

總 説

この中分類は、機械類及び電気機械器具（中分類36）以外の原動機械類の製造に従事する事業所をいう。組み立てたり、取り外すことのできるような電動機で動かされる機械類は、家庭用電気器具（中分類36）を除いて本分類に含まれる。又、電動圧搾空気動機械、可搬工作機械類はこゝに入るが、手工具は中分類 34— 金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）に分類される。

小分類 番号 細分類 番号

851

原動機製造業

8511

蒸気機関、タービン及び水車製造業

主として蒸気機関、蒸気タービン、水車、及び水力タービン、ガスタービンの製造に従事する事業所をいう。

主として機関車の製造、改造を行う事業所は細分類 3741 に、ターボゼネレーターは細分類 8614 に分類される。

○蒸気機関製造業；タービン製造業；水車（ベルトン、タービン）製造業
×機関車製造業〔3741〕；ターボゼネレーター製造業〔8614〕

3519

ディーゼル、セミディーゼル機関及び他に分類されないその他の内燃機関製造業

主として他に分類されない一般用、船用、索引車用、その他用のディーゼル、セミディーゼル原動機類の製造に従事する事業所をいう。

主として自動車エンジン製造に従事する事業所は細分類 8713 に分類される。
○船用機関製造業；ディーゼル機関製造業；セミディーゼル機関製造業；焼玉機関製造業；ガス機関製造業；ガソリン機関製造業（自動車及び航空機用以外のもの）；
内燃機関部分品製造業

×自動車内燃機関製造業〔8713〕；航空機エンジン製造業〔3761〕

352

農業用機械製造業（農器具を除く）

3521

農業用機械製造業（農器具を除く）

主として整地、播種、収穫、脱穀調整用その他農業用に使用される機械器具（トラクター、細分類 3565 を除く）を製造する事業所をいう。

主として農業用手道具類の製造に従事する事業所は細分類 3426 に分類される。

○農耕用機械製造業；播種機械製造業；刈取機械製造業；碎土機製造業；噴霧機製造業；脱穀機製造業；除草機製造業；孵卵装置；育雛装置製造業

中分類35—機械製造業（電気機械器具を除く）

農器具製造業〔3426〕

353

建設及び鉱山用機械設備製造業

3531

建設及び鉱山用機械設備製造業

浚渫、発掘、道路及び航空港建設、鉱石の破碎、浮遊選鉱、篩分、精選並びに油井及び井戸の掘鑿等の建設及び鉱山業に使用される重機械器具（無限軌道付トラクターを含む）の製造に従事する事業所をいう。

主として石炭、鉱石用コンベヤーの製造を行うものは細分類 3573 に分類される。

○建設機械製造業； 鉱山機械製造業； 鑿井機械製造業； 選鉱装置製造業； エキスカレーター製造業； 炭車製造業； ダンパーカー製造業； 建設機械装置部分品及び附属品製造業； 鉱山機械装置部分品及び附属品製造業； 油田用機械器具製造業
×ウインチ製造業（建設、船舶用）； クレーン、デリック（建設、鉱山用）製造業
×コンベヤー及びその装置製造業〔3578〕

354

金属加工機械製造業

3541

工作機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を作り出すような動力付工作機械類の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は中割盤、グラインダー、フライス盤、平削盤、旋盤、型削盤、スロッター、ホムニング及びラップ盤、研磨盤、鋸盤、鋸盤、ネジ切盤等であるが、これら工作機械の再生もこの中に含まれる。鍛造プレス等は細分類3542に分類され、工作機械の部分品、附属品は細分類 3543 にダイス、機械工具、精密工具等は細分類 3544 に分類される。

○工作機械製造業； 金属工作機械製造業； 工作機械再生業； 旋盤製造業； ボール盤製造業； 研磨盤製造業； フライス盤製造業； 中グリ盤製造業； 歯切盤製造業； 歯車仕上機械製造業

×鍛造機械製造業〔3542〕； 金属プレス機械製造業〔3542〕； 工作機械部分品附属品製造業〔3543〕； タップ、ダイス製造業（3544）； 機械工具製造業（3544）； 切削工具製造業（3544）

3542

金属加工機械製造業（工作機械を除く）

主として金属の形作りプレス、鍛造、屈曲を行う機械を製造する事業所をいう。これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。主な製品は屈曲、溶接、ロウツケ、板金加工機械、ダイカスト機械、鍛造機械すなわちドロブハンマー、鍛造ハンマー、鍛圧機等の可鍛金属加工機械； 可鍛金属加工機械、可撓軸機械、水圧機、据付鋸打機、金属棒、金属線成型機械、圧延機械、フセチレ

中分類35-機械製造業（電気機械器具を除く）

セチレン溶接機，伸線機械等であり，取換修理用部品もこゝに含まれる．主として電気溶接機製造に従事する事業所は細分類 3617 に分類される．

○圧延機械及びその取換修理部品製造業；打貫機械及びその取換修理部品製造業；鍛造機械及びその取換修理部品製造業；ダイキャスト及びその取換修理部品製造業；機械槌及びその取換修理部品製造業；鑄造機械及びその取換修理部品製造業；機械プレス及びその取換修理部品製造業（型打，火造，水圧プレス）；製鋼機械及びその取換修理部品製造業；伸線機械及びその取換修理部品製造業；切断，熔断機械及びその取換修理部品製造業（金属加工用のもの）；溶接，熔断機械器具及びその取換修理部品製造業（電気式を除く）；鍛打機械及びその取換修理部品製造業（掘付式のもの）

×溶接機械器具製造業（電気式のもの）〔3617〕

3543 工作機械及びその他の金属加工機械附属品製造業（機械工具を除く）

主として工作機械その他の金属加工機械部分品，小型動力附切削工具，工具保持器の製造に従事する事業所をいう．

主な製品は（1）旋盤，中割盤，ボール盤，ミーリングその他の工作機械附属品，ダイカスト型，ジグ，取付具，鍛造型，スタンプ型及びパンチ型，プレス型，ダイピン類及びダイスプリング等である．

○工作機械部分品，取付具製造業；ジグ製造業；鍛造型製造業；スタンプ型製造業；プレス型製造業；金属加工機械部分品製造業

3544 機械工具製造業

主として動力付の切削工具，工具保持器及び精密測定工具，ねじ切機等の製造に従事する事業所をいう．

主な製品は（1）アーバー及びカラー，ブローチ，コレット，ソケット，座ぐりもみ，皿もみ，錐付皿もみ，ドリル，カッター，リーマー，タツプ及びダイスその他の切削工具及び工具保持器

（2）精密測定工具（マイクロメーター），ゲージ（栓ゲージ，リングゲージ，ハサミゲージ，ネジゲージ，ブロックゲージ）その他の測定工具等である．主として手工具（動力付でないもの）の製造に従事する事業所は細分類 3423 に分類される．

○精密測定工具製造業；切削工具製造業；治具製造業；ダイヤモンド工具製造業；バイト製造業；ダイス製造業；タツプ製造業；手持動力付工具製造業（ドリル，鍛打ハンマー，グラインダー等）

×アーバー製造業〔3811〕；手工具製造業〔3423〕

355

繊維機械製造業

中分類35—機械製造業（電気機械器具を除く）

8551 紡績機械製造業

主として繊維原料より糸を製造する機械の製造に従事する事業所をいう。主な製品は、紡績機械、沓糸機械、紡績用準備機械等である。

○綿、スフ紡績機械製造業；毛紡績機械製造業；麻紡績機械製造業；絹紡績機械製造業；撚糸機械製造業；紡績準備機械製造業；沓糸機械製造業；繊維櫛梳機械製造業

8522 織物機械製造業

主として編機、組機、織機、レース機械、刺繍機械、製網機械、製綱機械のような織物、編物を製造する機械の製造に従事する事業所をいう。

○綿織機製造業；絹、人絹織機製造業；麻、毛織機製造業；自動織機製造業；特殊織機（リボン、ピロード、絨毯等）製造業；製紐機製造業；メリヤス機械製造業；製網機械製造業；製綱機械製造業；レース機械製造業；刺繍機械製造業

×金属織物用機械製造業〔8569〕；金網製造機械製造業〔8569〕；鋼索機械製造業〔3569〕

8553 染色及び整理機械製造業

主として精練、染色、捺染、乾燥機械のような糸及び織物の処理、仕上げ機械を製造する事業所をいう。

○繊維精練漂白機械製造業；染色機械製造業；捺染機械製造業；精練（織物）機械製造業；漂白（織物）機械製造業；織物仕上げ機械製造業；織物乾燥機械製造業
特殊産業用機械製造業（金属加工機械を除く）

356

8561 食料品加工機械製造業

主として食料品製造業並びに飲料製造業において、食料品を罐詰にしたり包装したりする機械を製造する事業所をいう。主な製品はパン製造機械及び装置（パン切り機械、巻付機械、混合機）、罐詰機械、チョコレート及び製菓機械、酪農品製造機械及び装置、牛乳処理機械及び装置、アイスクリーム製造機械、ミルク凝結蒸溜機械及び関連装置、精米機械、製粉機械、製糖機械、コーヒー焙機、コーヒー粉砕機械、食料削切機械、粉砕機械、混合機械、切断機械、南京豆焙焼機械、ハジキ玉蜀黍製造機械並びにその部分品、附属品等である。

主として冷凍機械の製造に従事する事業所は細分類 3582 に分類される。

○精穀機械及び装置製造業；製粉機械製造業；製麺機械製造業；搾油機械製造業
罐詰びん詰機械製造業；水産加工機械製造業；畜産加工機械製造業；酪農製品製造機械及び装置製造業；アイスクリーム製造機械及び装置製造業；菓子製造機械及び装置製造業；食料品加工機械部分品及び附属品製造業；牛乳及び乳製品加工機械製造業

中分類35—機械製造業（電気機械器具を除く）

×冷凍機械製造業〔3585〕

3562 木工機械製造業

主として製材所、製板所、箱及び家具製造業者の用いる機械、木型製造業者、合板製造業者及び家庭用、商業用の小さい木工機械、運搬し得る電気用木工機械の製造に従事する事業所をいう。主としてカンナ、斧、小刀、手引鋸及び鋸歯の製造を行うものは小分類342に分類される。

○製材機械製造業； 目立機械製造業； 木工旋盤製造業； ペニヤ機械製造業； 自動鉋製造業

×木工手工具製造業〔342〕； 鋸歯製造業〔342〕

3563 パルプ及び製紙機械製造業

主として紙パルプ、紙及び紙製品製造に用いる機械の製造に従事する事業所をいう。

主として印刷製本業用の機械を製造するものは細分類3564に分類する。

○パルプ製造機械及び装置製造業； 製紙機械及び装置製造業

3564 印刷、製本機械及び装置製造業

主として印刷所及び製本所で用いる機械製造に従事する事業所をいう。主な製品は製本機械、写真版面機、印刷機、植字機、字母活字鑄造機、電気版機械、鉛版印刷機械のような印刷業者の用いる機械、石版印刷装置（金属版、木版、印刷石）印刷用ローラー、定規、植字架、字母入れ、字母鉛版、スラグである。主として織物印刷機械の製造を行う事業所は細分類3553に、又主として謄写印刷器具等事務用印刷機械器具の製造を行う事業所は細分類3589に分類される。

○印刷機械及び装置製造業（事務用を除く）； 石版印刷機械及び装置製造業； 鉛版印刷機械製造業； 製本機械及び装置製造業； 植字機及び装置製造業； 活字製造業（印刷機用のもの）； 活字鑄造機製造業； 電気版機械製造業； 印刷用ローラー製造業； 印刷器具製造業（定規、植字架、字母入れ）； 母型製造機製造業； インテル鑄造機製造業

×染色機械製造業〔3553〕； 事務用印刷機械製造業〔3589〕

3569 他に分類されない特殊産業用機械製造業

主として他に分類されない特殊な産業用機械の製造に従事する事業所をいう。その製品は製煉装置、精煉装置、セメント製造装置、粘土処理装置、綿綿機、硝子製造装置、帽子製造機、白熱電燈製造装置、革処理機、塗料製造機械、ゴム加工機械、煙草製造機械、巻煙草及び葉巻製造機械、靴製造機械及び石細工機械である。

○製煉、製煉装置製造業； セメント製造装置製造業； 粘土処理装置製造業； 綿綿

中分類35—機械製造業（電気機械器具を除く）

機製造業；硝子製造装置製造業；帽子製造装置製造業；皮革処理機械及び装置製造業；塗料製造機械及び装置製造業；ゴム加工機械及び装置製造業；煙草製造機械及び装置製造業；巻煙草製造機械及び装置製造業；製菓機械製造業；製靴機械製造業；石工機械及び装置製造業；石油精製機械器具製造業；紙器製造機械器具製造業；アンプル充てん機械製造業；製かん機械製造業；鉛筆製造機械製造業
×ミシン製造業 [3584]

357

一般産業用機械及び装置製造業

3571

ポンプ、空気及びガス圧縮機並にポンプ装置製造業

主としてポンプ、圧縮機、一般産業用ポンプ装置の製造に従事する事業所をいう。主な製品は手動及び動力ポンプ、液体動力ポンプ、空気圧縮機、ガス圧縮機（製氷機、冷凍機、空気調節装置、細分類 3585 を除く）及び塗料、化学薬品の噴霧機、撒粉機等である。主としてガソリン給油所の計量ポンプの製造に従事する事業所は細分類 3589 に分類される。

○圧縮機製造業（冷凍機械、空気調節機を除く）；ポンプ及びポンプ装置製造業（ガソリン計量ポンプを除く）；吹付機及び装置製造業；噴霧機及び装置製造業；撒粉機、及び装置製造業；産業用ポンプ製造業；船用ポンプ製造業

×ポンプ製造業（ガソリン計量用のもの）[3589]；製氷機、空気調節機及び装置製造業 [3585]

8572

エレベーター及びエスカレーター製造業

主として旅客又は貨物用エレベーター、自動車用リフト、料理運搬用昇降機、エスカレーターの製造に従事する事業所をいう。主として商工業用コンベアー装置の製造に従事する事業所は細分類 3573 に分類される。

○エレベーター製造業（旅客又は貨物用のもの）；自動車リフト製造業；エスカレーター製造業

×コンベアー製造業 [3578]

8573

コンベアー及びその設備製造業

主として工場、倉庫、鉱山その他商工業用のコンベアーの製造に従事する事業所をいう。主として旅客又は貨物エレベーター、料理運搬用昇降機及びエスカレーターの製造に従事する事業所は細分類 3572 に分類される。

○コンベアー、コンベアー装置製造業；ローラーコンベアー製造業；クレーン（オーバーヘッド）製造業；貨物取扱装置製造業

×エレベーター製造業 [3572]；エスカレーター製造業 [3572]；クレーン（建設鉱山用）製造業 [3581]

8574

送風機及び排風扇、通風扇製造業

中分類35—機械製造業（電気機械器具を除く）

主として送風機，一般商工業及び家庭用排風換気扇風機，炉用送風機，機械的
通風機用扇風機の製造に従事する事業所をいう。

主として完全空気調節装置を製造する事業所は細分類 3585 に，机又は台ある
いは壁に取り付けて用いる扇風機の製造を行うものは細分類 3621 に分類される。

○扇風機製造業（換気用のもの）；送風機製造業（商工業用のもの）；ベンチレ
ーター用扇風機製造業

×空気調節装置製造業〔3585〕；扇風機製造業（換気，排風，商工業用送風機以
外のもの）〔3621〕

8575 産業用トラック及びトラクター（無限軌道付トラクターを除く），トレーラー，ス
タツカー製造業

主として工場，倉庫，ドック，駅，又はその周辺の床，又は舗装道路上で材料
を取り扱うために用いる産業用トラック，トラクター，トレーラー，スタツカー
及び同附属品の製造に従事する事業所をいう。

主として自動車のトレーラーを製造する事業所は小分類 3712 に，鉱山用車
輛及びキャタピラー付トラクターを製造するものは細分類 3531 に分類され
る。

○トラック，トラクター製造業（産業用のもので無限軌道付を除く）；スタツカ
ー製造業；産業用トラック，トラクター，スタツカーの附属品製造業（無限軌道
付を除く）；トレーラー製造業（自動車用を除く）

×キャタピラー付トラクター製造業〔3531〕；自動車トレーラー製造業〔3712〕；鉱
山用車輛製造業〔3531〕

8576 動力傳達装置製造業（ボールベアリング及びローラーベアリングを除く）

主として鎖傳導，変速機，減速機，齒車，クラッチ（機械型，水力型，磁力
型），シャフト，ベアリング（ボール及びローラーベアリング，細分類 3593 を除
く）の製造を行う事業所をいう。但し，上記の部分品で自動車の機械的動力傳導
装置の製造を行うものは細分類 3713 に，ボール及びローラーベアリングの製造
を行うものは細分類 3593 に分類される。

○齒車製造業；軸，軸頸類製造業；平受軸，平受軸部分品製造業；ベルト調車製
造業；ベアリング製造業（ボール及びローラーベアリング以外のもの）

×ベアリング製造業（ボール及びローラーベアリングを製造するもの）〔3593〕；
変速機製造業（自動車用のもの）〔3713〕

8577 工業窯及び炉製造業

主として電気，石炭，ガス，油及びその他の燃料を使用する工業窯炉の製造に
従事する事業所をいう。但し，窯炉用の電熱装置の製造に従事する事業所は細分

中分類35—機械製造業（電気機械器具を除く）

類 3619 に分類される。

○窯炉製造業（工業用のもの）

×窯炉用電熱装置製造業〔3619〕

8578 自動給炭機製造業（工業用及び家庭用）

主として家庭用、工業用の無煙炭及び瀝青炭自動給炭機、ホッパー、又は貯炭所から直接コンベヤーによる給炭装置の製造に従事する事業所をいう。

○ホッパー給炭機製造業、コンベヤー式給炭機製造業

8579 他に分類されないその他の一般産業用機械及び装置製造業

主として他に分類されないその他の一般産業用の機械及び装置の製造に従事する事業所をいう。

主として賃仕事又は注文によつて機械の部品品を作る機械製造修理業は細分類 3599 に、修理専門の事業所は大分類 K に分類される。

○乾燥機製造業、粉碎機製造業（食料品製造用以外のもの）、ガス発生装置製造業（代燃自動車用を除く）、遠心分離機製造業、消火器製造業、潜水装置製造業、蒸溜装置製造業、稱製造業、ジャッキ製造業、オイルジャッキ製造業、水圧機製造業、水吹化装置製造業、捕鯨砲製造業、

358 事務用、サービス用及び家庭用機械器具製造業

8581 計算機、金銭登録機及びタイプライター製造業

主として計算機、製表機、簿記機械、カード穿孔機、分類機、金銭登録機、タイプライターの製造に従事する事業所をいう。但し、謄写版は分類 3589 に分類される。

○金銭登録機製造業、統計機械製造業、計算機製造業、簿記機械製造業、加算機製造業（ソロバンを除く）、タイプライター製造業

×謄写印刷機製造業〔3579〕

8582 販賣用、娯楽用等の貨幣による自動式作動機械製造業

主として自動販賣機、娯楽機械その他の貨幣により操作される機械の製造に従事する事業所をいう。

主として貨幣によつて操作される蓄音機の製造に従事する事業所は細分類 3661 に、秤の製造は細分類 3574 に、写真機械器具製造業は細分類 3861 に分類される。

○自動販賣機製造業、パチンコ屋機械製造業

×貨幣作動秤製造業〔3588〕

8588 衡器製造業

主として各種の秤の製造に従事する事業所をいう。なお、自動計量機及び貨幣

中分類35—機械製造業（電気機械器具を除く）

により操作される秤の製造業もここに含まれる。

○自動秤製造業；秤製造業；天秤製造業

8584 ミシン製造業

主としてミシンの製造に従事する事業所をいう。

○ミシン製造業；工業用ミシン製造業；ミシン組立業；ミシン部分品製造業（テーブルを除く）

×ミシンテーブル製造業〔2511〕

8585 冷蔵庫、冷凍機及び温湿調整装置製造業

主として商業、工業及び家庭用冷凍機、冷蔵庫装置、製氷機、冷凍陳列箱、冷凍庫及び完全空気調節装置の製造に従事する事業所をいう。

主としてソーダ水及びビール小分機を製造するものは細分類 3999 に、氷を用いる冷蔵庫（アイスボックス）を製造するものも本分類に含まれる。

○冷凍機製造業；製氷機製造業；冷蔵装置製造業；冷蔵庫製造業；空気調節装置製造業

×飲料小分け機製造業〔3999〕

8589 他に分類されない事務用、サービス用及び家庭用機械器具製造業

主として事務用、家庭用、又はサービス用で他に分類されない機械及び装置の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は謄写版、その他の複写機、宛名書き、小切手記入、押印、捺消、穿孔等に用いる機械器具及び家庭用、営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機、真空掃除機、計量ポンプ等である。

主として家庭用及び営業用電気器具の製造に従事する事業所は細分類 3621 に分類される。

○謄写版製造業；チエックライター製造業；事務用機械器具製造業（金銭登録器、計算機、タイプライターを除く）；洗濯機製造業；真空掃除機製造業；計量ポンプ製造業

×金銭登録器製造業〔3581〕；タイプライター製造業〔3581〕；電気コンロ製造業〔3621〕

359 その他の機械部分品製造業

8591 弁及び附属品製造業（配管用の弁を除く）

主としてパイプ及び幹管用、液体及びガス調節用のバルブ、並びに機械のバルブ及びその部分品、附属品を製造する事業所をいう。

鉛管用バルブ、ノズル、栓及び類似の配管用品の製造に従事する事業所は 8481 に分類される。

中分類35—機械製造業（電気機械器具を除く）

○バルブ製造業（配管バルブ以外のもの）； 蒸気管バルブ製造業
×水道蛇口バルブ製造業 [3431]

8592 パイプ加工及びパイプ附属品加工業

主として購入したパイプに切断，ねじ切り，曲げ作業を行い，もしくはパイプ附属品を取り付けたりする作業に従事する事業所をいう。

○異形管製造業（購入管によるもの）； パイプ加工業（購入パイプによるもの）
8593 ボール及びローラーベアリング製造業

主としてボール及びローラーベアリング，並びにその部分品の製造に従事する事業所をいう。主としてボール及びローラーベアリング以外のベアリングの製造を行うものは 8576 に分類される。

○ローラーベアリング及び部分品製造業； ボールベアリング及び部分品製造業
×ベアリング製造業（ローラー及びボールベアリングを除く） [8576]

8599 各種機械及び部分品製造修理業（注文製造及び修理業）

主として自己，又は他人の所有する材料を機械処理して他に分類されない機械及び部分品の製造に従事する事業所をいう。これらの事業所は一般に賃仕事，又は請負で働き，工作機械及び他の動力付金属加工機械を据えつけていて，機械部分品を廣範囲にわたつて製造することができる。従つて，この分類に属する各種機械部品製造修理業（注文製造及び修理業）は製品によつて分類するというよりも，その活動方法に特徴がある。即ちこの産業から主として修理作業に従事する所を除外し得ない。但し，専ら修理作業に従事している事業所は大分類 K—サービス業に分類する。

○機械部品製造請負業（主な製品が定まらぬもの）； 取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの）； 各種機械製造修理業（新製品の製造を行うもの）

×機械修理業（新製品の製造を行わないもの） [K]